

## 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
水 源	水源の種類・構造	目視により確認する。	適正であること。
	水 量		規定量以上確保されていること。
	吸水障害防止措置		防止するための措置が講じられていること。
	給水装置		適正であること。
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加圧送水装置を用いるもの	設置場所	目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所であること。
	ポンプ・電動機		十分な強度を有し、ベッド等へ堅固に取り付けられていること。
	設置状況		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
	接 地 工 事		適正であること。
	配 線		a 規定量であること。 b オイルレス構造のものにあっては、構造が適正であること。
	潤滑油		
	水温上昇防止のための逃し装置 〔ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。〕		a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで15A以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。  最小流過口径は、3 mm以上であること。
	オリフィス等		
	ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置		a 逃し配管にあっては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置にあっては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。
	性能試験装置の配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
制御装置	呼水装置	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。  100 ℥以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A以下の場合は50 ℥以上の水量が確保されていること。  管の呼びで50A以上であること。 管の呼びで40A以上であること。
	材 质		a 管の呼びで15A以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。  発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
	水 量		
	溢水用排水管		
	呼 水 管		
	補 給 水 管		
	減水警報装置		
	設 置 場 所		ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号) 第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。
	制 御 盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。  所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
	予 備 品 等		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
起動装置	接 地 工 事		
	設 置 位 置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
	性 能		J I S B 7505に適合し、1.6級以上の精度を有するものであること。
	設 置 場 所 等		a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。  屋内消火栓設備の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
	表 示		
遠隔操作部	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が屋内消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。
	構 造		a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあっては、有効な防護措置が講じられていること。
	表 示		a 保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。 b P型発信機を兼用するものには、屋内消火栓設備の加圧送水装置と連動している旨の表示がなされていること。
	遠隔自動起動装置 (易操作性1号消火栓又は2号消火栓に限る。)		a 開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動ができるように措置されていること。 b 起動装置等は、損傷、変形がないように確実に取り付けられていること。
起動用水分閉止装置	起動用圧力タンク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第2種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。



試験項目		試験方法	合否の判定基準
高架水槽を用いるもの	タンクの容量	目視により確認する。	100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び径が150A以下の場合は50ℓ以上とすることができます。 a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで25A以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
	配管・バルブ類		適正であること。 所定の内容積及び落差を有すること。
	構造		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
	内容積・落差		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
	配管・バルブ類		a 1 MPa以上のものにあっては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1 MPa未満のものにあっては、労働安全衛生法令に定める第2種圧力容器の規定に適合したものであること。
	水位計		水量が、内容積の3分の2以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
	種類・構造		圧力の自然低下が防止できるものであること。
	内容積・有効圧力		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
	自動加圧装置		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
	配管・バルブ類		a 1 MPa以上のものにあっては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1 MPa未満のものにあっては、労働安全衛生法令に定める第2種圧力容器の規定に適合したものであること。
圧力水槽を用いるもの	水位計・圧力計		水量が、内容積の3分の2以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
	耐震措置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
	設置状況		a 地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。 b 損傷、変形等がなく適正に設置されていること。
	機器		c 開閉弁又は止水弁にあっては開閉方向、逆止弁にあっては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
	配管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
	バルブ類		c 開閉弁又は止水弁にあっては開閉方向、逆止弁にあっては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
	バルブ類		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 主要部の材質は、JIS G 5501、G 4305若しくはH5111に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性を有するものである。
	吸水管		b 開閉弁又は止水弁にあっては開閉方向、逆止弁にあっては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
	フート弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		c 開閉弁又は止水弁にあっては開閉方向、逆止弁にあっては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
	耐震措置		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 主要部の材質は、JIS G 5501、G 4305若しくはH5111に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性を有するものである。
電源	常用電源	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	非常電源の種類	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
消火栓等	非常電源	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で述べ面積1,000m²以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
	設置場所	目視により確認する。	防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が1号消火栓又は易操作性1号消火栓にあっては25m以下、2号消火栓にあっては15m以下となるように設けてあること。
	周囲の状況・操作性		操作は容易で、かつ、障害となるものが無い場所に設けてあること。
	開閉弁設置高さ		ホース接続口及び開閉弁は、床面から高さ1.5m以下の位置に設けてあること。
	ホース接続口		a 1号消火栓の接続にあっては、差込式又はねじ式の呼称40又は50のものが使用されていること。 b 易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあっては、ホースの形状等に適した方法により接続されていること。
	消火栓開閉弁		c 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	屋内消火栓箱	目視により確認する。	a 扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。 b 取り付けが堅固であること。
	周囲の状況		c 放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
	設置状況		d 不燃性又は難燃性の材料で作られていること。 e 変形・損傷等がないこと。
	材質等		f 上部に設けられていること。 g 取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるものであること。
	表示示灯		h 表面には、「消火栓」と表示されていること。 i 操作方法が表示されていること。
	表示示		



試験項目		試験方法	合否の判定基準
火栓等	ホース・ノズル	ホース (結合金具を含む。)	目視により確認する。 a 檢定品であること。 b 1号消火栓にあっては、呼称40又は50のものが、所要の長さ、本数が備えられていること。 c 2号消火栓又は易操作性1号消火栓にあっては、所要の長さがあること。
		ノズル	a 1号消火栓の口径は、13mm以上のものであること。 b 易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあっては、適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。
		結合状態	確実に取付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
		収納状態	a 1号消火栓にあっては、ねじれ、からみ等がないように、整然と収納されていること。 b 易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあっては、1人操作により延長が円滑にできるように収納されていること。
圧力措置		目視により確認する。	a ノズルの先端における放水圧力が0.7MPaを超えないための措置を講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置を使用するものにあっては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。



試験項目			試験方法	合否の判定基準
加圧送水装置試験	ポンプを用いるもの	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。
		自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
		呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制御装置試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
		ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後、常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。
	起動装置試験・ポンプ始動表示試験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作及び1号消火栓にあっては遠隔操作、易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあっては消防用ホースの延長操作等を行う。 (直接操作による停止を含む。)	ポンプの始動及び停止が確実であること。
		始動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
		起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器を設定作動圧力を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。
	ポンプ試験	ポンプ、電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグランド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
		※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{L s C}{60 \Delta t}$ q : 逃し水量 (ℓ/min) L s : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 860kcal (1 kW時当たりの水の発熱量) Δt : 30°C (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量をJISB8302に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JISB8302に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	自動加圧装置作動状況		排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定		圧力水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
配管耐圧試験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。



試験項目		試験方法	合否の判定基準
試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、規定個数の屋内消火栓を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の消火栓1個を使用した場合のそれぞれのノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	<p>ノズル先端における放水圧力が1号消火栓にあっては0.17MPa以上0.7MPa以下、2号消火栓にあっては0.25MPa以上0.7MPa以下において、放水量は1号消火栓にあっては130ℓ/min以上、2号消火栓にあっては60ℓ/min以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。</p> $\therefore Q = K D^2 \sqrt{10P}$ <p>Q: 放水量 (ℓ/min) D: ノズル口径 (mm) K: 1号消火栓 K = 0.653 易操作性1号消火栓及び2号消火栓 型式により指定された定数を用いること。 P: 放水圧力 (MPa) ただし、噴霧切替ノズルにあっては、棒状で測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。</p>
操作性試験 (易操作性1号消火栓又は2号消火栓に限る。)		消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	<p>a 1人で容易に操作ができること。 b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。</p>
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	<p>a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</p>
	蓄電池設備		<p>a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</p>

